## 大阪市中央卸売市場東部市場衛生組合

業務委託契約総合評価一般競争入札(政策提案型)実施要領

#### (趣旨)

第 1 条 この要領は、大阪市中央卸売市場東部市場衛生組合(以下、「衛生組合」という。)が発注する業務委託において、価格及びその他の条件が衛生組合にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下、「総合評価落札方式」という。)で、その他の条件が、技術的評価以外に公共性評価を取り入れ、環境への配慮・向上に関する取組等の政策提案についても評価する入札の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

#### (対象業務委託)

第 2 条 総合評価落札方式による入札を適用する業務委託は、次のと おりとする。

- (1)予定価格 2000 万円以上の清掃業務委託契約
- (2)総合評価落札方式により落札者を決定した方が衛生組合にとって 有利であると認められる業務委託契約
- 2 前項の規定により総合評価落札方式による入札を適用する業務委託 は、衛生組合において開催する総合評価一般競争入札評価会議(以 下、「評価会議」という。)の審議を経て落札者決定基準の決定等を行う ものとする。

### (入札公告)

第3条 総合評価落札方式により入札を実施しようとするときは、あらかじめ次の事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式の適用の旨
- (2) 落札者決定基準
  - ア 評価項目
  - イ評価基準
  - ウ配点
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 提出を求める企画提案書及び提出方法
- (5) その他(企画提案書の様式等)

## (落札者決定基準)

第4条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとし、評価会議の審議を経て定めなければならない。

#### (落札者の決定方法等)

第 5 条 入札に参加しようとする者(入札参加者)に対して、衛生組合が 提示する技術提案、研修体制等(以下、「企画提案」という。)について の評価項目に関する企画提案書を求め、予め設定した評価基準に基づ き採点し、その技術的評価点及び公共性評価点の合計と、入札価格を 点数化した価格評価点の合計点が最も高い企業を落札候補者とする。

- (1) 評価点の満点は案件毎に定める。
- (2)「価格評価点」と「技術的評価点及び公共性評価点の合計」の比率は、4:6とする。
- (3) 価格評価点は、低入札価格調査基準価格以下は満点とする。
- (4) 価格評価点は、次のとおり算定する。

価格評価点=価格評価点に配分された最高点×(低入札価格調査基準価格/入札価格)

ただし、小数点以下は切り捨てるものとする。

- (5) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札であったものを評価の対象とする。
- (6) 入札価格は消費税及び地方消費税相当額を除いた価格とする。
- (7) 評価点の合計が最も高いものが2者以上存在する場合は、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。決定方法は次のとおりとする。
  - a. 同点落札候補者となった場合にあっては、担当者がその旨を当該者 に明確に伝え、同点落札候補者によるくじ引きを行う。
  - b. 当該者がくじを引かない場合は、当該入札事務に関係のない職員を して代わってくじを引かせることができる。
  - c. くじ(落札候補者の順位を決定するため、紙に当該者と同数の直線 を引き、「1、2、3、・・・」と表示を行い、これを折りたたんだもの)を作 成する。
  - d. くじ引きはじゃんけんで順番を決め、所定の欄に記名押印させた後、 担当者は速やかにくじの開封を行う。結果が決まれば、互いに確認を 行い、互いのくじに確認印を押印する。

e. 入札執行官は、くじ結果の確認を行い、くじに確認印を押印し、順位の発表を行う。

(企画提案内容のヒアリング)

第 6 条 評価会議は、必要があると認めたときは提案者に対し、企画提案の内容についてヒアリングを実施することができる。

# (責任の所在等)

第7条 受注者は、企画提案に係る内容の適正な履行について、責任を 負う。

2 受注者が企画提案に係る内容を履行することができなかった場合は、 再度の履行義務を課すとともに、悪質な行為があると認められる場合、契 約の解除をすることができる。

### (企画提案にかかる違約金)

第8条 前条第2項に定める措置のほか、受注者が企画提案に係る内容を履行できなかった場合で、衛生組合が再度の履行を確認できない場合は、受注者から違約金を徴することができる。

### (契約書等への明記)

第9条 前2条の規定については、特記事項として、入札説明書及び契約書に明記するものとする。

### (企画提案の保護)

第 10 条 企画提案については、以後の業務委託において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

## (秘密の保持)

第 11 条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

## (その他)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

## 附則

この要領は、令和4年9月8日から施行する。